



## 事業所を変えてもいいの？

### A. もちろん。利用者と事業所の契約だから。



利用している[放課後等デイサービス](#)の事業所を変えることに問題はないわ。  
ただ、[手続き](#)が必要になります。  
いきなり利用を終了します、他と契約します、という訳にはいかないのよ。

まず、現在利用している[事業所との契約](#)を終了しなければいけません。  
[サービス利用契約書](#)に、利用終了の何日前にどういった方法で事業所に通知する、という記載  
があります。  
それにしたがって双方合意のうえで契約を解除する必要があるの。

その後、次に行きたい事業所と契約を結ぶということになります。  
方法はいつもと同じで、[重要事項説明書](#)とサービス利用契約書の説明を受けてサインと押印をし  
て契約成立になるわ。  
相談のうえ、利用開始日を決めて、その日から利用するということね。

契約を終了した事業所や、新たに契約を結んだ事業所は、行政に「[契約内容報告書](#)」を提出しな  
ければなりません。  
保護者の方も、電話などで担当のケースワーカーに連絡しておくといいと思うわ。  
これは忘れがちだけど、大切なことなの。

新しい事業所を利用する場合、[受給者証](#)に記載された支給量に関係してきます。  
支給量は「子どもの状態を総合的に判断し必要だと思われる日数が決定されているもの」なので  
新しい事業所を利用するといった理由だけでは、[支給量を増やす](#)ことはできません。  
決定された支給量の範囲内で複数の事業所を利用する場合は、今使っているA事業所の契約  
量を減らして、減らした分で新しくB事業所と契約を結ぶ必要があるのよ。

忘れがちだしややこしいことが多いのだけれど、こういうときは[相談支援](#)を利用したほうが確実  
よ。  
事業所を変えたいときに相談できるし、C事業所はこんな事業所ですよ、という情報もしっかりと  
持っているはずだから。  
そのほか、サービス利用計画に関する相談もできるのでお勧めなのですね。

今までは人と関わるのが得意ではなかったからその分野が得意なD事業所を利用していたけれど、それはずいぶん自信が出てきた。

つぎは屋外で活動したいけれど、どのようにすればいいのかが解らない。

なので屋外での[活動](#)が得意なE事業所に移る、ということもあると思います。

事業所を変える理由のひとつに、[自分に合わなくなった](#)、と感ずることがあるわ。

年齢が上がってきて、自分以外の利用者がみんな年下で、ということも現実としてはあり得ます。

新1年生のころはF事業所での活動がしっくりと来ていたけれど、高学年になったらちょっと違和感が出てきたのでG事業所に変えることもいいと思うわ。

利用自体を止める、ということも選択肢の一つとして持っておいたほうがよいかもしいわね。

放課後等デイサービスの利用を止めて、[児童館](#)や[学童クラブ](#)を利用してみる、など。

また違った世界や行動範囲が見えてくるはずだもの。

そんなときも手続きが必要になってくるので、[相談支援](#)とは繋がっていたほうが安心ね。

新しいサービスに挑戦するときは、なにかとドキドキするものだからね。

自分に合った楽しい生活について相談していけるのよ。

## [《MENU》](#)

[《いつまで通えばいいの？》](#)

[《身体障害者手帳っていうのは？》](#)

2022-01-23 掲載